

○世羅町空き家バンク登録促進事業補助金交付要綱

平成29年 3月21日告示第50号

改正

令和2年 5月29日告示第165号

令和3年 3月29日告示第62号

令和5年 3月31日告示第89号

令和6年 3月 4日告示第64号

世羅町空き家バンク登録促進事業補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この告示は、世羅町空き家バンク（以下、「空き家バンク」という。）の登録促進を図るため、町内の空き家内に残存する家財道具等を処分及び運搬（以下「家財処分等」という。）し、空き家バンクに登録する所有者等に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとし、その補助金の交付に関しては、世羅町補助金交付規則（平成16年世羅町規則第39号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この告示において使用する用語の定義は、世羅町空き家・空き地バンク設置要綱（平成27年世羅町告示第223号。以下「設置要綱」という。）において使用する用語の例による。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、空き家の家財処分等を行う者の内、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 補助対象者は、空き家の所有者等であり、当該空き家を、設置要綱第4条に基づき空き家バンクに登録する者、又は登録している者であること。
- (2) 本町の町税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 自ら家財道具等の処分を行わず、第三者に委託する場合は世羅町一般廃棄物処理業の許可を受けている業者に委託するものであること。
- (5) 空き家バンクへの登録を行った日から2年以内に、登録の取下げ又は媒介契

約の解除をしないこと。ただし、設置要綱に基づき空き家購入報告が提出された空き家については、この限りではない。

(6) この告示による補助金の交付を受けたことがない者であること。

(補助対象経費)

**第4条** 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、家財処分等に要する次の経費とする。ただし、第6条の規定による交付申請の日の属する年度の3月31日までに完了するものに限る。

(1) 家財処分等に要した車両の賃借費用

(2) 家財処分等に要したごみ袋等の消耗品購入費用

(3) 家財処分等にあたり、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に規定された特定家庭用機器の処分費用

(4) 世羅町一般廃棄物処理業の許可を受けている業者に委託した場合の処分費用

(5) その他、町長が補助対象経費として認める費用

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、10万円を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、世羅町空き家バンク登録促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、家財処分等を行う日の前10日までに、町長に提出しなければならない。

(1) 見積書の写し

(2) 家財処分等箇所の写真（家財処分等実施前）

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

**第7条** 町長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、世羅町空き家バンク登録促進事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

**第8条** 補助金の交付決定を受けた申請者（以下、「交付決定者」という。）は、家

財処分等が完了したときは、家財処分等が完了した日から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに世羅町空き家バンク登録促進事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 家財処分等箇所の写真（家財処分等実施後）
- (3) その他町長が必要と認める書類  
（交付額の確定等）

**第9条** 町長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、世羅町空き家バンク登録促進事業補助金確定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

**第10条** 交付決定者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、世羅町空き家バンク登録促進事業補助金請求書（様式第5号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

**第11条** 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、第3条に該当しなくなった場合はその決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

**第12条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和2年5月29日告示第165号）

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

#### 附 則（令和3年3月29日告示第62号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和5年3月31日告示第89号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和6年3月4日告示第64号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

世羅町長 様

住所  
氏名  
電話番号

世羅町空き家バンク登録促進事業補助金交付申請書

年度において、世羅町空き家バンク登録促進事業補助金の交付を受けたいので、世羅町空き家バンク登録促進事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

なお、補助金の交付決定に際して町長が私の町税の納付状況について調査することに同意します。

また、当該空き家について、世羅町空き家・空き地バンク設置要綱第4条に基づき空き家バンクへ登録するとともに、登録を行った日から2年以内に登録の取り下げ又は媒介契約の解除をしないことを誓約します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 添付書類
  - (1) 見積書の写し
  - (2) 家財処分等箇所の写真（家財処分等実施前）
  - (3) その他

様式第 2 号（第 7 条関係）

指令第 号  
年 月 日

様

世羅町長



世羅町空き家バンク登録促進事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった世羅町空き家バンク登録促進事業補助金の交付について、次のとおり決定（却下）したので、世羅町空き家バンク登録促進事業補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 交付条件

（却下理由）

交付の条件

- (1) 補助対象者は家財処分等が完了したときは、家財処分等が完了した日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、世羅町空き家バンク登録促進事業実績報告書（様式第 3 号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、世羅町空き家バンク登録促進事業補助金交付要綱第 3 条に該当しなくなった場合は、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

世羅町長 様

住所  
氏名  
電話番号

世羅町空き家バンク登録促進事業実績報告書

年 月 日付 指令第 号により、交付決定のあった世羅町空き家バンク登録促進事業の実績について、次のとおり世羅町空き家バンク登録促進事業補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

1 事業費 円

2 補助金額 円

3 添付書類

- (1) 領収書の写し
- (2) 家財処分等箇所の写真（家財処分等実施後）
- (3) その他

様式第4号（第9条関係）

第 年 月 日 号

様

世羅町長

印

世羅町空き家バンク登録促進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで報告された世羅町空き家バンク登録促進事業補助金に係る補助金の額は、世羅町空き家バンク登録促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

様式第5号（第10条関係）

世羅町空き家バンク登録促進事業補助金請求書

年 月 日

世羅町長 様

住 所

氏 名

年 月 日付 指令第 号で交付決定のあった 年度世羅町空き家バンク登録促進事業補助金の交付を受けたいので、世羅町空き家バンク登録促進事業補助金交付要綱第10条の規定により下記金額を請求します。

請求額 \_\_\_\_\_ 円

補助金の交付については、下記への口座振替を希望します。

金融機関名	
同店舗名	本店・支店・その他（ ）
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
口座番号	
口座名義人	フリガナ